

平成 19 年 9 月 4 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 21 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」 及び

企業会計基準適用指針公開草案第 26 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用 指針（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 17 年 3 月にセグメント情報開示が当委員会と国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおける検討項目となったことを踏まえ、我が国のこれまでのセグメント情報の開示を見直し、会計基準を整備することを目的として、セグメント情報の開示について検討してまいりました。

今般、平成 19 年 8 月 24 日の第 135 回企業会計基準委員会において、標記の会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。）また本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 19 年 10 月 19 日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール : ed21-segments@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 範囲（本会計基準案第3項）

本公開草案は、すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表（以下「財務諸表」という。）におけるセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失の報告セグメント別情報並びにのれんの報告セグメント別情報（以下合わせて「セグメント情報等」という。）の開示に適用する。なお、連結財務諸表でセグメント情報等の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しない。

■ 基本原則（本会計基準案第4項及び第5項）

本公開草案では、セグメント情報を開示する方法として、国際財務報告基準や米国会計基準で採用されているマネジメント・アプローチを採用している。セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。

■ 事業セグメントの識別（本会計基準案第6項から第8項）

企業は、セグメント情報を開示するための構成単位として、事業セグメントを識別する。「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。）
- (2) 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- (3) 分離した財務情報を入手できるもの

なお、「最高経営意思決定機関」とは、企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価する機能を有する主体のことをいう。

■ 報告セグメントの決定（本会計基準案第9項から第15項）

企業は、識別された個別の事業セグメント又は集約基準によって集約した事業セグメントの中から、量的基準に従って、報告すべきセグメント（以下「報告セグメント」という。）を決定する。

なお、複数の事業セグメントが次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業セ

グメントを1つの事業セグメントに集約することができる。

- (1) 当該事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する基本原則と整合していること
- (2) 当該事業セグメントが類似の経済的特徴を有していること
- (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が類似していること
 - ① 製品及びサービスの内容又は使用目的
 - ② 製品及びサービスの製造方法又は製造過程
 - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
 - ④ 製品及びサービスの販売方法
 - ⑤ 業種に特有な規制環境（銀行、保険、公益事業等）

■ セグメント情報の開示項目と測定方法（本会計基準案第16項から第27項）

企業は、セグメント情報として次の項目を開示する。

- (1) 報告セグメントの概要
- (2) 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債並びにその他の重要な項目の額及びその測定方法に関する事項

開示が必須である項目	① 利益（又は損失） ② 資産
最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が必須となる項目	負債
報告セグメントの利益（又は損失）及び資産の額の算定に含まれている場合、あるいは別の方法で最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が求められる項目 （ただし、基本原則に照らして開示の必要性が乏しい項目については、開示を省略することができる。）	<p>（利益（又は損失）に関連する項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外部顧客への売上高（役務収益を含む。以下同じ。） ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高 ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。） ④ のれんの償却額及び負ののれんの償却額 ⑤ 受取利息及び支払利息 ⑥ 持分法投資利益又は持分法投資損失 ⑦ 特別利益及び特別損失 ⑧ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額） ⑨ ①から⑧に含まれていない重要な非資金損益項目 <p>（資産に関連する項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 持分法適用会社への投資額（当年度末残高） ② 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（当年度の投資額）

企業は、事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定機関に報告される金額に基づき、セグメント情報を開示しなければならない。

- (3) 報告セグメントの各開示項目の合計額とこれに対応する財務諸表計上額との間の差異調整に関する事項

■ 関連情報の開示（本会計基準案第 28 項から第 31 項）

企業は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、次の事項をセグメント情報の関連情報として開示する。当該関連情報に開示される金額は、当該企業の財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値により開示する。

- (1) 製品及びサービスに関する情報

企業は、主要な個々の製品又はサービスあるいはこれらの同種・同系列のグループ（以下「製品・サービス区分」という。）ごとに、外部顧客への売上高を開示する。

- (2) 地域に関する情報

企業は、企業が事業活動を行う地域について、次の事項を開示する。

- ① 国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額
- ② 国内に所在している有形固定資産の額と海外に所在している有形固定資産の額

- (3) 主要な顧客に関する情報

企業は、主要な顧客がある場合には、その旨、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を開示する。

■ 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示（本会計基準案第 32 項）

企業は、連結損益計算書又は個別損益計算書（以下「損益計算書」という。）に固定資産の減損損失を計上している場合には、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、報告セグメント別の内訳を注記しなければならない。なお、報告セグメントに配分されていない減損損失がある場合には、その額及びその内容を記載しなければならない。

■ のれんに関する報告セグメント別情報の開示（本会計基準案第 33 項）

企業は、損益計算書にのれんの償却額又は負ののれんの償却額を計上している場合には、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、のれんの償却額及び未償却残高並びに負ののれんの償却額及び未償却残高について報告セグメント別の内訳を開示しなければならない。なお、報告セグメントに配分されていないのれ

ん及び負ののれんがある場合には、その償却額及び未償却残高並びにその内容を記載しなければならない。

■ 適用時期等（本会計基準案第 34 項から第 38 項）

適用時期については、財務諸表作成者ほか各関係者における受入準備が必要であることを考慮して、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。

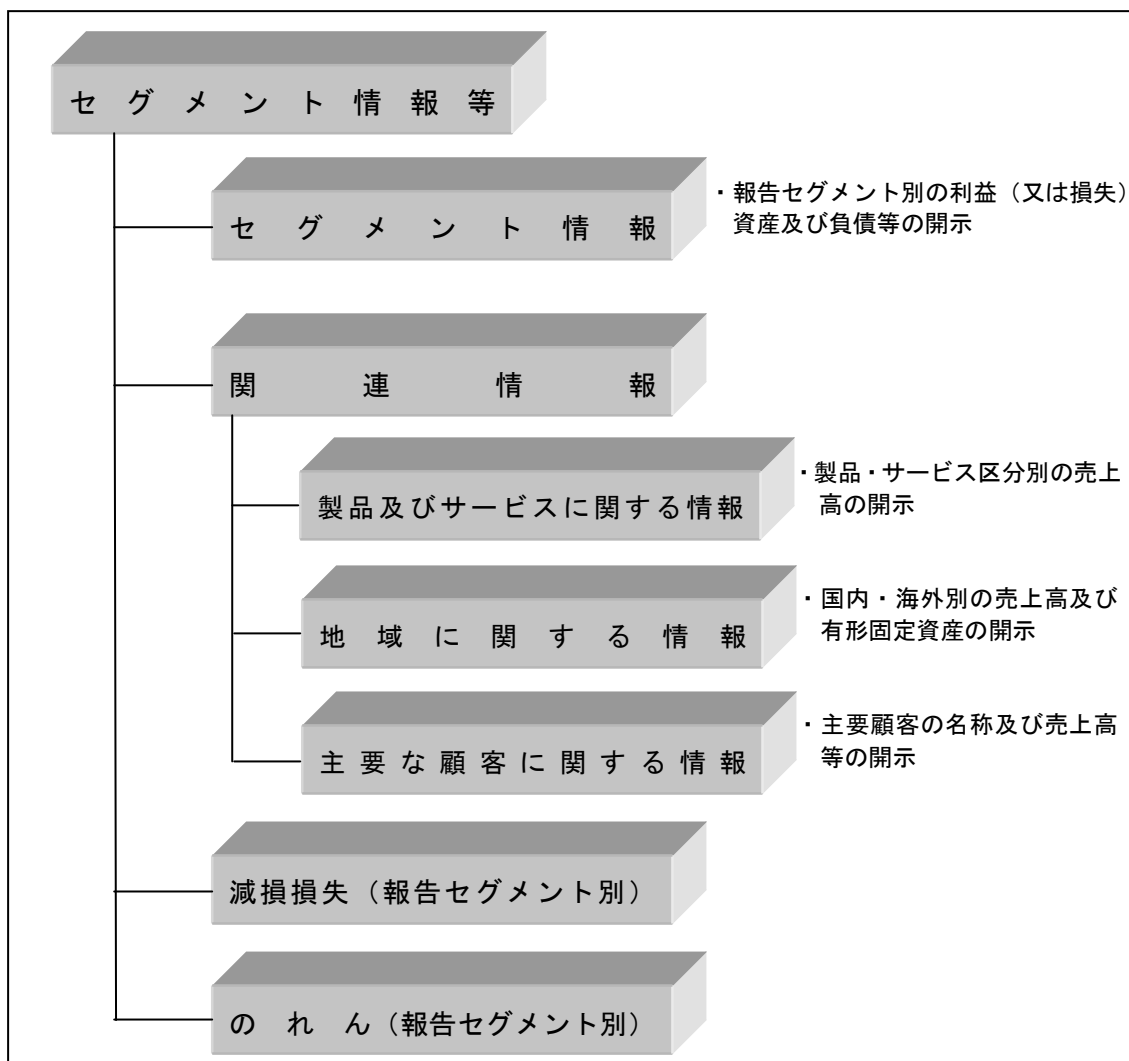
本公開草案では、セグメント情報の開示に関し、連結財務諸表の数値を分割するという従来の方法から、国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに転換しております。この結果、セグメント情報と財務諸表との間で数値の測定方法が異なることがあり、この場合に両者の差異に関する事項を開示することが考えられています。しかし、開示するセグメントの区分方法についてはマネジメント・アプローチを採用するものの、セグメント情報に開示する数値については、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した測定方法によることとすべきではないかという意見もあります。この点も含め、マネジメント・アプローチの採用についても、コメントをお寄せ頂ければ幸いです。

四半期財務諸表における取扱いについて

本公開草案は、年度の財務諸表のセグメント情報等の開示について定めています。四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に開示するセグメント情報等の取扱いについては、企業会計基準「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び同適用指針の公表後、必要な検討を行う予定です。

【参 考】

1. 本公開草案が取り扱う開示の範囲



2. 国際的な会計基準の動向について

セグメント情報の開示については、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトで取り上げられ、IASB において国際財務報告基準（IFRS）を米国会計基準にコンバージェンスさせる形での検討が行われた結果、平成 18 年（2006 年）11 月に IFRS 第 8 号「事業セグメント」が公表されています。本公開草案の検討にあたっては、IFRS 及び米国会計基準とのコンバージェンスを念頭において審議を行って参りましたが、IASB と FASB の共同プロジェクトでは、さらに今後その中長期的な検討項目である「財務諸表の表示」のプロジェクトの中で、セグメント情報の開示に係る検討が行われる模様であり、当委員会としては、当該議論の動向に十分に留意する必要があると考えています。

以 上